号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十五年一月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年七月十五日から平成二十五年一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十四年七月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

二十　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第百四十九号

静岡空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　静岡県　静岡県静岡市葵区追手町九番六号

二　空港の名称及び位置　静岡空港　静岡県牧之原市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第五百五号を参照。）

イ　誘導路

延長　二千八百四十一メートル

ロ　エプロン

面積　七万千四百五平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年三月八日

○国土交通省告示第百五十号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第百九号を参照。）

四(3)　滑走路Ｂに係る灯火の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年二月九日

○国土交通省告示第百五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

第二項の表富山ＶＯＲの項中「平成23年11月17日から平成24年２月８日まで供用休止」を「平成24年２月９日から供用再開」に改め、同表神通ＶＯＲの項を削る。

第四項の表青森ＩＬＳの項中「７時30分から21時30分まで」を「７時30分から22時まで」に、同表秋田ＩＬＳの項中「７時から21時30分まで」を「７時から22時まで」に、同表東京３４ＲＩＬＳの項中

インナーマーカー	75	1
ミドルマーカー	75	1

を

インナーマーカー	75	1

に改める。

第五項の表富山ＤＭＥの項中「平成23年11月17日から平成24年２月８日まで供用休止」を「平成24年２月９日から供用再開」に改め、同表神通ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四項の表東京３４ＲＩＬＳの項の改正規定は平成二十四年三月八日から、第四項の表青森ＩＬＳの項及び同表秋田ＩＬＳの項の改正規定は同年三月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第百五十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

別表第一中標津情報圏の項中「中標津空港出張所」を「新千歳空港事務所」に改める。

別表第二ＴＨ２－１の項、ＴＨ２－２の項、ＴＨ２－３の項及びＴＨ２－５の項中「７時から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年三月二十五日から施行する。ただし、別表第一中標津情報圏の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百五十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

表中標津空港出張所の項、松本空港出張所の項及び奄美空港出張所の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百五十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空情報を提供する場所を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月九日

国土交通大臣　前田　武志

別表第一中標津空港出張所の項、松本空港出張所の項及び奄美空港出張所の項を削る。

別表第二中「福島空港出張所」を「福島空港出張所」に、同表石川郡　福島空港内　松本市　松本空港内」を「福島空港出張所　松本空港出張所」に、同表出雲空港出張所の項中「簸川郡」を「出雲市」に、同表中「佐賀空港出張所　佐賀県佐賀市　佐賀空港内」を「佐賀空港出張所　佐賀県佐賀市　佐賀空港内　奄美空港出張所　鹿児島県奄美市　奄美空港内」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。